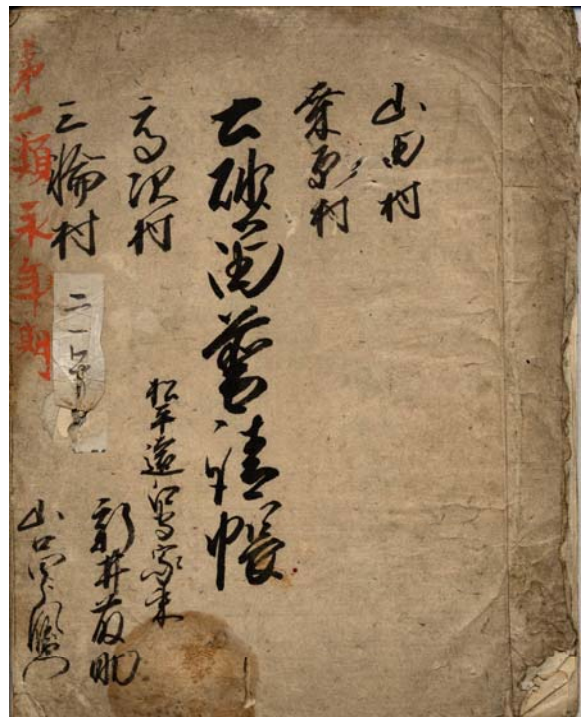


どしゃぶぎょうさま 土砂奉行様
ごけんぶん 春の御見分

江戸時代の治山治水事業は^{どしゃどめふしん}土砂留普請とよばれ、武庫川水系はその河口部を支配していた尼崎藩の管轄とされました。尼崎藩では担当の土砂奉行を任命し、定期的に管轄区域の巡視（見分）に派遣しました。当時の市域は三田藩と麻田藩とに支配が分かれていましたが、土砂留普請はいずれも尼崎藩の担当ですので、共通した史料が各地に残されており、代表的な史料を市史第4巻近世資料の第4章に掲載しています。

土砂奉行の見分はおよそ5年ごとに、農閑期の始まりと終わりにあたる秋9月と春2月（いずれも旧暦）頃のセットでおこなわれ、秋に普請（処置）が必要な場所を調査し、春に処置状況を確認する建前だったようです。見分では土砂崩れや堤防の破損箇所を帳面に記録し、土留めや植樹・芝貼りなどの処置を指示します。一般に土砂留が必要な山や川は村々の境界にあたる場合が多いので、見分も隣接する数か村を組にしておこなわれました。そこから奉行様ご一行の接待、特に宿泊をどの村が受け入れるのか、そして見分で指摘された場所の普請をどこが担当するかといった村ごとの分担の問題が発生しました。現代的な感覚からすれば、1回につき171カ所（第4巻257号資料）にも及ぶ要普請箇所の分担が問題になりそうですが、意外なことに普請場所の取り合いがおこなわれることもありました。これは村境があいまいな場所では、普請を担当した村にその場所の草木の採取権が認められたため、いわゆる里山の重要性が反映されています。



三輪地区4か村の
土砂留普請帳

実は村々を最も困らせたのが、13名程からなる奉行様ご一行の「お泊まり」の接待でした。一泊二食弁当付での受入れに際しては、部屋や風呂の整備、食材や一行のわらじ・草履の手配に至るまで相当な経費を要したからです。資料259は接待や経費の内容がわかる大変興味深い資料です。明治維新を迎えると市域の人々は早速連合して御見分お断りの嘆願書（261号）を提出しています。この嘆願書は藩の枠組みを越えた武庫川流域の村々の連帯を示す資料としても注目されます。